

## ◇二〇二四年度高岡教区臨時教区会報告

去る七月三日（水）、西本願寺高岡会館礼拝堂において二〇二四（令和六）年度臨時教区会が開催され、令和五年度高岡教区各種会計決算について慎重審議の上、原案承認されました。

令和五年度決算の内容について、教区一般会計の総額では次年度に繰越される剰余金が千三百四十九万七千八百五十八円と、前年度比で百二十万円程の減額となりました。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために様々な行事が中止や延期ものが順次再開されたこと、そして宗派よりの助成金が減額になったことによるものです。

歳入では、「教区賦課金」が寺院解散や全体的に僧侶に賦課される第二種賦課金が減少傾向にあるため一昨年度より六十万円弱の減額となっています。また「各種助成金」では、親鸞聖人御誕生法要助成金があったことや、地方事務費等の増額により五十万円以上の増となっています。さらに、職員一名が定年退職し退職金支出のため、特別会計転退職積立会計から四百十八万円を回金したことで等により、歳入全体では、七千九十三万三千二百六十六円と令和四年度決算より三百万円程の増額になっています。

歳出では、「実践運動推進費」で、児童念仏奉仕団は行われませんでした。千鳥ヶ淵法要の団体参拝が行われたこと、組実践運動研修会開催助成金の件数が増えたことなどにより、令和四年度より五十万円以上の増となりました。「教務所費」では、先ほど歳入でも述べましたが、職員一名が定年退職したため、「退職手当」として約四百万円を支出したことにより増額となっております。また「事務費」では、出張交通費が令和四年度決算より五十万円ほど増額となっております。なお、特別会計『法要事務所会計』や『会館運営費』『振興推進金庫』へは予

算通り回金をしております。

次に教区特別会計の決算ですが、『平衡資金積立会計』は預金利息のみの変動となっております。『転退職積立会計』は、職員一名が定年退職したことにより一般会計へ四百十八万円を回金しております。本会計は現在、四千九十七円の残高となっておりますが、現在在職の教務所職員が退職する折には、一般会計四款一項四目から毎月支払いしております「中小企業退職共済」から退職金が支給されるため、本会計からの支出はありません。『災害対策会計』では、本年一月一日に発生した能登半島地震に対する対応について諮るために委員会を開催しており、その開催経費を支出し、また、災害対策委員会の議により能登半島地震災害ボランティアの経費、そして被害が甚大だった教区内寺院七ヶ寺へ見舞金を支出しております。「教化資料作成費」では、歳入・歳出においては、令和四年度とほぼ同様の収入・支出となっております。『子ども・若者ご縁づくり推進費会計』では、寺族青年会のご縁づくり活動に対して「推進費」の費目から助成金を支出したほか、「会議費」から委員会の開催経費を支出しています。『免物会計』は、収入の免物交付にかかる「免物冥加」も、支出の「本山委託事務費」も年度当初予算よりも六十万円を減額する予算補正を行っており、そのため「免物冥加」の収入が七十万円以上の増額となっております。本山委託事務費も三万三千元以上の増額となっております。それを歳出の「回金」の費目で一般会計に回金しています。「振興推進金庫」については、一般会計からの回金と預金利息の変動となっております。『法要事務所会計』については、令和五年度に開催した法要の荘厳、法要への出勤礼、特命布教使へのお礼、記念式典等の経費が主な支出となっております。以上が令和五年度教区各種会計決算の概要です。

## ◇一般財団法人教学財団理事会・評議員会報告

去る六月六日、教学財団理事会及び評議員会が開催され、二〇二三年度の事業報告及び決算並びに二〇二四年度補正予算が慎重審議の上、承認されました。

この度、ご尽力いただいております村上喜文理事、佐々木秀誠理事の二名がご退任され、新たに津山玄亮理事、藤野彰史理事にご就任いただき、新体制となりスタートいたしました。

二〇二三年度高岡教区教学財団決算について、事業活動収入の部では、受取会費において、教学研究室賛助会費を多数の方より納入いただきました。また聖典セミナーにかかる講座受講料収入、及び補助金等収入として、教区からの財団運営助成金として三百万円を収納しました。寄付金収入においては、多くの懇志を納入いただきました。ご協力いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

次に、事業活動支出では、紀要第二号の発行を予定していましたが、二〇二四年度発行に変更となりましたため印刷製本費支出はありません。また、諸謝金支出では各種講師礼等を支出、負担金支出では会館永代経・報恩講等の供物・仏華・弁当代等を支出し、雑支出では公認会計士委託料等を支出しました。以上が二〇二三年度決算の概要です。

また二〇二四年度補正予算においては、能登半島地震による会館建物被害にかかる保険金がありましたため雑収入を増額、それに伴い被害箇所への修繕のため修繕費増額、紀要第二号発行のため印刷費増額としました。

【別紙にて教区会計決算書及び財団決算書を同封しております。】

## ◇ご門主様「令和六年能登半島地震」お見舞い報告

去る六月二十六日より二十八日の三日間、ご門主様が能登半島地震で被災した石川教区、高岡教区の寺院をお見舞いされました。高岡教区では氷見東組常尊寺及び伏木組不遠寺をお見舞いされ、ご焼香並びにお見舞い品の伝達が執り行われました。各寺院住職が被災した本堂や鐘楼堂、周辺の被害状況をご案内の後、ご門主様よりお言葉を頂戴しました。

## ◇公聴会案内

来る八月二十二日に「賦課基準の見直しにかかる総局試案（賦課基準試案）」についての公聴会を高岡教区教務所にて開催いたします。開催に先立ち、公聴会説明動画が配信されましたので、ご案内いたします。同封の「公聴会説明動画配信WEBサイトのご案内」からQRコード等よりアクセスし、動画をご視聴いただけます。動画視聴後、意見聴取フォームより「賦課基準見直しに係る総局試案（賦課基準試案）」についてのご意見等をご記入できますのでご活用ください。また意見聴取フォームでの意見提出が困難な場合、同封の『二〇二四（令和六）年度公聴会 意見聴取用紙』をご利用いただき、教務所までご提出ください。公聴会開催については、後日案内状を送付いたしますため、詳細についてはそちらをご参照ください。

## ◆訂正のお知らせとお詫び

先月号にて同封いたしました「第三十九回高岡教区児童念仏奉仕団参加者募集案内」の日程表発着駅に「高岡駅」と記載がなされておりました。訂正して「新高岡駅」です。訂正してお詫び申し上げます。

### 全戦没者を悼み平和を願うつどい 2024

日時 8月7日（水）午後1時30分～4時

テーマ「原発反対運動から見えてきたこと」

内容 第1部 全戦没者追悼法要

第2部 記念講演

講師 長田浩昭さん

（真宗大谷派 法伝寺住職）

詳細は同封のチラシを参照ください。

各寺院宛にチケット3枚（招待券含）が送られていますのでご利用ください。

また、YouTubeで「浄土真宗本願寺派高岡教区教務所」と検索して頂くと、8月7日より当日の様子が配信されております。約1ヶ月視聴可能。



## ◆御同朋の社会をめざす運動のコーナー

「ごめんなさい」と謝らなければならぬのは誰の方？ ～障害者差別を考える～

ごめんなさいね おかあさん

ごめんなさいね おかあさん

ぼくが生まれて ごめんなさい

ぼくを背負う かあさんの

細いうなじに ぼくはいう

ぼくさえ 生まれなかつたら

かあさんの しらがもなかつたらうね (引用ここまで)

これは奈良県明日香養護学校の教員であった向野幾世さんが出版された『お母さん、ぼくが生まれてごめんなさい』(一九七八年 サンケイ出版)に掲載されている詩の一節です。この詩の作者は養護学校に通う、重度の障がいを持つ少年でした。詩の中では、障がいを持つ自分がいるばかりに母に苦勞をかけていること、母が世間の人々からの心ない仕打ちを受けていることを詫びるとともに、この後に続く詩では障がいを受け入れて生きていくことへの決意と母への感謝が述べられています。この詩は大変な反響を呼び、「感動した」「涙が止まらなかった」という声が多数寄せられ、二〇〇七年には『お母さん、ぼくが生まれてごめんなさい』というタイトルでテレビドラマ化もされています。

また、この書籍にはこの児童の母親からの返事となる詩も掲載されています。

わたしの息子よ ゆるしてね

わたしの息子よ ゆるしてね

このかあさんを ゆるしておくれ (引用ここまで)

と、我が子に対する謝罪の言葉からはじまり、この後に続く詩ではそれでも困難に立ち向かって生きていこうとするあなたをいつまでも見守っていき、という決意が述べられています。

しかし、これらの詩はただの感動的な詩ではなく、障がいを持った方とその家族に対する社会の偏見と差別の厳しさが如実に表されているように思います。障がいを持つていることを「ごめんなさい」「ゆるして

ね」と互いに詫びなければならぬような、そんな目に合わなければならぬ社会状況があるということではないでしょうか。これは障がいそのものとは別の苦しみであり、障がいをお持ちの方とその家族にそのような苦しみを与えつけてきた社会の現実を表しているように思います。「『障害』は障がい者本人ではなく社会の方に障害があり、障害による障壁を取り除くことは社会の責務・社会全体の問題である」とする考えを「障害の社会モデル」と言います。本場に「ごめんなさい」と謝らなければならぬのは、この少年でもなく母親でもなく、この親子にそのような思いをさせている社会とそこに住む私達ではないでしょうか。

今月七月三日に「『旧優生保護法』は憲法違反」とする最高裁判決が出されました。旧優生保護法とは「不良な子孫の出生を防止すること」を目的として、戦後である一九四八年に制定され、その法律を根拠に障がいを持つ方に対し半強制的に、本人の意思に反して不妊手術が施され、その被害者は約二万五千人に上ることが明らかとなっています。この法律は一九九六年に障がい者差別に当たる条文を削除し、「母体保護法」と名称も改められましたが、少なくとも一九九六年までこの国は障がいを持つ方を、国や行政が「不良な子孫」と法律で定義していたこととなります。二〇一六年に発生した「相模原障害者施設殺傷事件」では「重度の障がい者は生きていても社会に迷惑をかけるだけの存在」という犯行動機で元職員が多数の入所者を殺傷する事件がありました。そのような思想はその元職員固有のものではなく、この日本社会に根強く残る偏見と差別を反映しているものと言えます。

法蔵菩薩、のちの阿弥陀如来の起こした四十八の誓願の第四十一願には聞名具根の願として「障がい者が妨げにならない世界」が願われています。この願は偏見と差別を以って障がいを持つ方やその家族の「障害」となっている私たちの現実を照らし出している、重く厳しいものであると受け止めています。

障がいの有無によっていのちの価値がはかられることがないような社会、障がいを持つていることを「ごめんなさい」と謝らなくともよい社会をめざしてともに歩んでまいりましょう。

【高岡教区教務所 教区主幹 岡西好持】

◇これからの日程（7/14～8/29）◇

7月	教区・財団行事	教化団体・組行事
14	常例法座	
16		災害対策委員会
17		寺女研修旅行
18	組主幹会	
19	会館永代経	
21		仏壮育成研修会
22	聖典セミナー 非戦・平和学習会	
23		コーラス（午前） 寺族青年会井波別院永代経
24	全国教区会議長会総会 同朋企画専門委員会	
25		布教大会（井波別院）
26		関野組夏期講座（～27）
29	組長会	いろは塾 ご縁づくり・キッズサンガ合同会議
30		ビハーラ役員会
31		布教団連合会議（Web）
8月		
2	常任委員会	ビハーラサロン
5		児童念仏奉仕団（～6）
6		コーラス（午後） 北陸藤の会（福井）
7	全戦没者を悼み平和を 願うつどい2024	
14	常例法座 ※14-16日 教務所夏季休業	
19	得度講習会・福光教堂 （～20） 第2連区宗務懇話会	
21	得度考査・福光教堂	
22	公聴会	
24		保育連盟大学講座・富山（～26）
27	僧研スタッフ研修会	
28	非戦・平和学習会	
29		仏婦・寺女合同研修会 いろは塾

ラジオ放送～西本願寺の時間～

『みほとけとともに』

北日本放送（KNB）・738kHz.

第2・4日曜日（富山・高岡制作）午前6:00～6:10

● 8月11日（日）

安達 秀憲

（高岡教区川上組空泉寺）

● 8月25日（日）

小見山 恵佑

（高岡教区若神組常称寺）

※高岡教区及び富山教区が主催し、北日本放送（KNB）にて毎週日曜日午前6時から放送しております「西本願寺の時間」は、放送を継続しております。

また、西本願寺では、動画配信サイトを設置し法話等を配信しております。ご視聴ください。

<https://broadcast.hongwanji.or.jp/>



【西本願寺高岡会館8月の常例法座】

ご講師： 増山 孝 琢 師

（高岡教区新湊組妙蓮寺）

ご講題：『 生 死 解 脱 』

午後1時20分頃からビデオ上映、2時からお正信偈六首引のお勤めです。どうぞお誘いあわせてお参りください。